

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年1月7日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	柳川市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	70-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/mynumber/mynumber_todoke.html

執行機関名 柳川市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	柳川市産後ケア事業実施要綱(令和3年柳川市告示第125号)による産後ケア事業に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	49	
③番号法別表第2の項	70	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第6の項 柳川市産後ケア事業実施要綱(令和3年柳川市告示第125号)による産後ケア事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子保健法第1条	柳川市産後ケア事業実施要綱(令和3年告示第125号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>母性並びに乳児及び幼児</u> の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する <u>保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与</u> することを目的とする。	この告示は、産後に家族等からの十分な育児等の援助が受けられない等の育児支援を必要とする <u>母子</u> を対象として、 <u>心身のケアや育児のサポート</u> 等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保することを目的として実施する柳川市産後ケア事業(以下「本事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

⑦独自利用事務の関連規範

柳川市産後ケア事業実施要綱(令和3年告示第125号)
柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年規則第33号)